

茨城町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則新旧対照表

改正案			現行		
別表第1(第9条第3項第4号, 第10条第1項関係)			別表第1(第9条第3項第4号, 第10条第1項関係)		
物質	基準値	測定方法	物質	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55に定める方法	カドミウム	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法(規格38.1.1に定める方法を除く。)	全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法(規格38.1.1に定める方法を除く。)
有機燐	検液中に検出されないこと。	環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号。以下「昭和49年環境庁告示第64号」という。)付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては, 昭和49年環境庁告示第64号付表2に掲げる方法)	有機燐	検液中に検出されないこと。	環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号。以下「昭和49年環境庁告示第64号」という。)付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては, 昭和49年環境庁告示第64号付表2に掲げる方法)
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以	規格54に定める方法	鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以	規格54に定める方法

	下	
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格65.2に定める方法(規格65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、日本工業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
砒素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、事業区域の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあっては、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにあつては、規格61に定める方法、農用地に係るものにあつては、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令(昭和50年総理府令第31号)第1条第3項及び第2条に定める方法
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年環境庁告示第59号」という。)付表1に掲げる方法
アルキル水	検液中に検出され	昭和46年環境庁告示第59号付表

	下	
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格65.2に定める方法
砒素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、事業区域の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあっては、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにあつては、規格61に定める方法、農用地に係るものにあつては、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令(昭和50年総理府令第31号)第1条第3項及び第2条に定める方法
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年環境庁告示第59号」という。)付表1に掲げる方法
アルキル水	検液中に検出され	昭和46年環境庁告示第59号付表

銀	ないこと。	2及び昭和49年環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
銅	事業区域の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合 にあつては、試料1 キログラムにつき1 25ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令(昭和47年総理府令第66号)第1条第3項及び第2条に定める方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
<u>クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)</u>	<u>検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下</u>	<u>地下水の水質汚濁に係る環境基準(平成9年環境庁告示第10号)付表に掲げる方法</u>

銀	ないこと。	2及び昭和49年環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
銅	事業区域の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合 にあつては、試料1 キログラムにつき1 25ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令(昭和47年総理府令第66号)第1条第3項及び第2条に定める方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
<u>新設</u>		

1, 2—ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1又は5.3.2に定める方法
1, 1—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
1, 2—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下	シス体にあつては日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法, トランス体にあつては日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法
1, 1, 1—トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1, 1, 2—トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.03ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法

1, 2—ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1又は5.3.2に定める方法
1, 1—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
シス—1, 2—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
1, 1, 1—トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1, 1, 2—トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.03ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法

テトラクロ ロエチレン	検液1リットルにつ き0.01ミリグラム以 下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1, 3—ジクロ ロプロペン	検液1リットルにつ き0.002ミリグラム 以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2 又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつ き0.006ミリグラム 以下	昭和46年環境庁告示第59号付表 4に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつ き0.003ミリグラム 以下	昭和46年環境庁告示第59号付表 5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカ ルブ	検液1リットルにつ き0.02ミリグラム以 下	昭和46年環境庁告示第59号付表 5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつ き0.01ミリグラム以 下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2 又は5.3.2に定める方法

テトラクロ ロエチレン	検液1リットルにつ き0.01ミリグラム以 下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1, 3—ジクロ ロプロペン	検液1リットルにつ き0.002ミリグラム 以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2 又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつ き0.006ミリグラム 以下	昭和46年環境庁告示第59号付表 4に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつ き0.003ミリグラム 以下	昭和46年環境庁告示第59号付表 5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカ ルブ	検液1リットルにつ き0.02ミリグラム以 下	昭和46年環境庁告示第59号付表 5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつ き0.01ミリグラム以 下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2 又は5.3.2に定める方法

セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格67.2、 <u>67.3</u> 又は <u>67.4</u> に定める方法
ふっ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格34.1若しくは <u>34.4</u> に定める方法又は <u>規格34.1c)</u> (注(6)第3文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。)及び昭和46年環境庁告示第59号付表6に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格47.1、 <u>47.3</u> 又は <u>47.4</u> に定める方法
<u>1,4-ジオキサン</u>	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
水素イオン濃度指数	4以上9未満	地盤工学会基準JGS0211—200 *「土懸濁液のPH試験方法」

備考

セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格67.2又は67.3に定める方法
ふっ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格34.1に定める方法又は昭和46年環境庁告示第59号付表6に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格47.1若しくは <u>47.3</u> に定める方法又は昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
新設		
水素イオン濃度指数	4以上9未満	地盤工学会基準JGS0211—200 *「土懸濁液のPH試験方法」

備考

1 基準値のうち検液中濃度に係るものについては、土壤の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)別表の付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

2 基準値の欄中「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

4 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格 K0125 の5.1, 5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

様式第6号(第6条第3項第23号, 第6条第3項第25号, 第13条第3項関係)

地質分析結果証明書	
殿	年 月 日
代表者	分析機関名 印
環境計量士	所在地 電話番号 印
年 月 日に依頼のあった検体について、土壤の汚	

1 測定に当たっては、土壤の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)によること。

2 基準値の欄中「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

新設

様式第6号(第6条第3項第23号, 第6条第3項第25号, 第13条第3項関係)

地質分析結果証明書	
殿	年 月 日
代表者	分析機関名 印
環境計量士	所在地 電話番号 印
年 月 日に依頼のあった検体について、土壤の汚	

染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果等を次のとおり証明します。

(検体番号)

項目	単位	測定値	基準値	測定方法
カドミウム	mg /l		0.0 1	日本工業規格 K0102 55
全シアン	mg /l		不 検 出	日本工業規格 K0102 38(38.1.1 の方法を除 く。)
有機燐	mg /l		不 検 出	昭和 49 環告第 64 号付 表 1, 日本工業規格 K0102 31.1 のガスク ロマトグラフ法以外の もの(メチルジメトンに あつては, 昭和 49 環告 第 64 号付表 2)
鉛	mg /l		0.0 1	日本工業規格 K0102 54
六価クロム	mg /l		0.0 5	日本工業規格 K0102 65.2(65.2.6 に定める方 法により塩分濃度の高 い試料を測定する場合 にあつては, 日本工業規 格 K0170-7 の 7 の a)又 は b)に定める操作を行 う。)
砒素	mg /l		0.0 1	日本工業規格 K0102 61
総水銀	mg		0.0	昭和 46 環告第 59 号付

染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果等を次のとおり証明します。

(検体番号)

項目	単位	測定値	基準値	測定方法
カドミウム	mg /l		0.0 1	日本工業規格 K0102 55
全シアン	mg /l		不 検 出	日本工業規格 K0102 38(38.1.1 の方法を除 く。)
有機燐	mg /l		不 検 出	昭和 49 環告第 64 号付 表 1, 日本工業規格 K0102 31.1 のガスク ロマトグラフ法以外の もの(メチルジメトンに あつては, 昭和 49 環告 第 64 号付表 2)
鉛	mg /l		0.0 1	日本工業規格 K0102 54
六価クロム	mg /l		0.0 5	日本工業規格 K0102 65.2
砒素	mg /l		0.0 1	日本工業規格 K0102 61
総水銀	mg		0.0	昭和 46 環告第 59 号付

	/1		00 5	表 1
アルキル水銀	mg /1		不 検 出	昭和 46 環告第 59 号付 表 2, 昭和 49 環告第 64 号付表 3
PCB	mg /1		不 検 出	昭和 46 環告第 59 号付 表 3
ジクロロメタ ン	mg /1		0.0 2	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2
四塩化炭素	mg /1		0.0 02	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5
<u>クロロエチレ ン(別名塩化ビ ニル又は塩化 ビニルモノ マー)</u>	mg /1		<u>0.0 02</u>	<u>平成 9 環告第 10 号付表</u>
1,2-ジクロロ エタン	mg /1		0.0 04	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.3.2
1,1-ジクロロ エチレン	mg /1		<u>0.1</u>	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2
<u>1,2-ジクロロ エチレン</u>	mg /1		0.0 4	<u>シス体にあつては日本 工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2</u> <u>トランス体にあつては 日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1</u>
1,1,1-トリク ロロエタン	mg /1		1	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5

	/1		00 5	表 1
アルキル水銀	mg /1		不 検 出	昭和 46 環告第 59 号付 表 2, 昭和 49 環告第 64 号付表 3
PCB	mg /1		不 検 出	昭和 46 環告第 59 号付 表 3
ジクロロメタ ン	mg /1		0.0 2	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2
四塩化炭素	mg /1		0.0 02	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5
<u>新設</u>				
1,2-ジクロロ エタン	mg /1		0.0 04	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.3.2
1,1-ジクロロ エチレン	mg /1		<u>0.0 2</u>	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2
<u>シス-1,2-ジク ロロエチレン</u>	mg /1		0.0 4	<u>日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2</u>
1,1,1-トリク ロロエタン	mg /1		1	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5

1,1,2-トリクロロエタン	mg /1		0.0 06	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5
トリクロロエチレン	mg /1		0.0 3	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5
テトラクロロエチレン	mg /1		0.0 1	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5
1,3-ジクロロプロペン	mg /1		0.0 02	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1
チウラム	mg /1		0.0 06	昭和 46 環告第 59 号付 表 4
シマジン	mg /1		0.0 03	昭和 46 環告第 59 号付 表 5 第 1, 第 2
チオベンカルブ	mg /1		0.0 2	昭和 46 環告第 59 号付 表 5 第 1, 第 2
ベンゼン	mg /1		0.0 1	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2
セレン	mg /1		0.0 1	日本工業規格 K0102 67.2, 67.3, <u>67.4</u>
ふっ素	mg /1		0.8	日本工業規格 K0102 34.1, <u>34.4, 34.1c</u> (注(6) <u>第 3 文を除く。)</u> 及び昭 和 46 環告第 59 号付表 6
ほう素	mg /1		1	日本工業規格 K0102 47.1, 47.3, <u>47.4</u>
<u>1,4-ジオキサ</u>	<u>mg</u>		<u>0.0</u>	<u>昭和 46 環告第 59 号付</u>

1,1,2-トリクロロエタン	mg /1		0.0 06	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5
トリクロロエチレン	mg /1		0.0 3	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5
テトラクロロエチレン	mg /1		0.0 1	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5
1,3-ジクロロプロペン	mg /1		0.0 02	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1
チウラム	mg /1		0.0 06	昭和 46 環告第 59 号付 表 4
シマジン	mg /1		0.0 03	昭和 46 環告第 59 号付 表 5 第 1, 第 2
チオベンカルブ	mg /1		0.0 2	昭和 46 環告第 59 号付 表 5 第 1, 第 2
ベンゼン	mg /1		0.0 1	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2
セレン	mg /1		0.0 1	日本工業規格 K0102 67.2, 67.3
ふっ素	mg /1		0.8	日本工業規格 K0102 34.1, 昭和 46 環告第 59 号付表 6
ほう素	mg /1		1	日本工業規格 K0102 47.1, 47.3, <u>昭和 46 環 告第 59 号付表 7</u>
新設				

<u>ン</u>		<u>1</u>		<u>5</u>	<u>表 7</u>			
農用地 (田に限 る。)	砒素	mg / kg		15	農用地土壤汚染 対策地域の指 定要件に係る 砒素の検定の 方法を定める 省令(昭和 50 年総理府令第 31号)第 1 条 第 3 項及び第 2 条			含有試験
	銅	mg / kg		12 5	農用地土壤汚染 対策地域の指 定要件に係る 銅の検定方法 を定める省令 (昭和 47 年 総理府令第 66 号)第 1 条第 3 項及び第 2 条			
水素イオン濃 度指数		—		4 以上 9 未満	地盤工学会基 準 JGS0211 — 200 * 「土懸濁液の pH 試験方法」			
検体の性状		形状		色		に お い		
備考								

備考 1 「昭和 46 環告第 59 号」とは、水質汚濁に係る環境基準
(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)をいう。

2 「昭和 46 環告第 64 号」とは、環境大臣が定める排水基

農用地 (田に限 る。)	砒素	mg / kg		15	農用地土壤汚染 対策地域の指 定要件に係る 砒素の検定の 方法を定める 省令(昭和 50 年総理府令第 31号)第 1 条 第 3 項及び第 2 条			含有試験
	銅	mg / kg		12 5	農用地土壤汚染 対策地域の指 定要件に係る 銅の検定方法 を定める省令 (昭和 47 年 総理府令第 66 号)第 1 条第 3 項及び第 2 条			
水素イオン濃 度指数		—		4 以上 9 未満	地盤工学会基 準 JGS0211 — 200 * 「土懸濁液の pH 試験方法」			
検体の性状		形状		色		に お い		
備考								

備考 1 「昭和 46 環告第 59 号」とは、水質汚濁に係る環境基準
(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)をいう。

2 「昭和 46 環告第 64 号」とは、環境大臣が定める排水基

準に係る検定方法(昭和 49 年環境庁告示第 64 号)をいう。

3 「平成 9 環告第 10 号」とは、地下水の水質汚濁に係る
環境基準(平成 9 年環境庁告示第 10 号)をいう。

準に係る検定方法(昭和 49 年環境庁告示第 64 号)をいう。

新設